

安全配慮義務：民法と労働契約法

環境・健康

安全配慮義務は、従来、民法の基本原則である信義誠実の原則（民法第1条2項）に基づくものとして、広く認知されていましたが、平成20年3月に施行された労働契約法では使用者の労働者に対する安全配慮義務を明文化しています。

〔下記、労働契約法第5条（労働者への安全の配慮）参照〕

労働契約法には罰則がありませんが、使用者が安全配慮義務を怠った場合、民法第415条（債務不履行）、民法第709条（不法行為責任）、民法第715条（使用者責任）等に基づく損害賠償責任が発生します。

労働契約法 第5条（労働者への安全の配慮）

使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。

【解説：趣旨】

通常の場合、労働者は、使用者の指定した場所に配置され、使用者の供給する設備、器具等を用いて労働に従事するものであることから、判例において、労働契約の内容として具体的に定めずとも、労働契約に伴い信義則上当然に、使用者は、労働者を危険から保護するよう配慮すべき安全配慮義務を負っているものとされていますが、これは、民法等の規定からは明らかになっていないところです。

このため、法第5条において、使用者は当然に安全配慮義務を負うことを規定したものです。

kes サポート

課 題	kes サポート
作業環境の管理状況の調査	作業環境測定
作業環境への有害物質の発散抑制	局所排気装置等の定期自主検査 排・換気装置の改善・設置
有害物質等ばく露状況の調査	個人ばく露モニタリング、生物学的モニタリング
衛生診断、リスクアセスメント	作業環境測定、健康診断等に基づく衛生診断 リスクアセスメントの実施
衛生意識の向上	労働衛生教育